

## 由利本荘市入札心得

全部改正 平成28年 4月 1日  
改正 平成30年 6月 7日  
改正 平成31年 3月11日  
改正 令和元年 9月25日

### (趣旨)

第1 この心得は、由利本荘市が発注する業務委託（建設コンサルタントを除く）、修繕、賃貸借、物品購入（以下「業務等」という。）に係る指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加すること。

なお、随意契約（見積り合わせ）による場合もこれに準じて執行するので、その場合は「入札」を「見積」と読み替えるものとする。

### (法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、由利本荘市財務規則、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱、その他の法令並びにこの心得及び指名競争入札執行通知書又は見積徴取執行通知書において指示された事項、現場説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避ける等の態度を保持しなければならない。

### (施工条件等の熟知)

第3 入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、仕様及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

### (入札への参加者)

第4 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

### (入札保証金)

第5 入札参加者は、入札前に現金又は由利本荘市財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。

また、あらかじめ市長が入札保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

#### （入札の辞退）

第6 競争入札において、入札参加者は入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送（入札日時までに到達するものに限る。）により提出すること。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
  - (3) 入札辞退届及び入札を辞退する旨を記入した入札書は、提出後撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （公正な入札の確保）

第6の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書その他契約担当者に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、1号については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
  - (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2号において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定による親会社等をいう。2号において同じ。）の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
  - (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者同士が同一の入札に参加すること。
  - (3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合で、その関係にある者同士が同一の入札に参加すること。
    - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合で、その関係にある者同士が同一の入札に参加すること。
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合で、その関係にある者同士が同一の入札に参加すること。
- (6) その他の入札の競争の適正さが阻害されると認められる場合で、その関係にある者同士が同一の入札に参加すること。

#### （入札の取り止め等）

- 第7 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

#### （入札の秩序）

- 第8 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。
- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
  - (2) 不穏の行動をなす者

#### （入札）

- 第9 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。
- 2 入札書は入札前までにあらかじめ契約検査課長が承諾した場合は、書留（一般、簡易）郵便により提出することができる。この場合においては二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、外封筒に入札書在中の旨を記載し、内封筒に入札案件名、番号及び場所を記載し、提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は、指名競争入札執行通知書（見積徴取執行通知書）に記載した開札日時までに到達しないものは無効とする。

- 4 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。  
第2項の郵便による提出の場合は委任状は不要とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札書に記載する金額は、特に指示する場合を除き見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

#### (入札書の書換等の禁止)

第10 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

#### (無効の入札)

第11 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し(誤字、脱字等が軽微なものであり、かつ対象業務等の特定が明確であると判断できる場合を除く。)、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

#### (開札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者(第9第2項により提出した者を除く。)は開札に立ち会わなければならない。

#### (落札者の決定)

- 第13 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
- 2 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面によりその旨を落札者に通知する。

#### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第14 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

### （再度の入札）

- 第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。
- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。
- (1) 第11第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
  - (2) 第11第9号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの
  - (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者
  - (4) 第9第2項により郵便により提出をした者
- ただし、特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約を除く。
- 3 第6及び第7の規定は、再度の入札の場合に準用する。
- 4 再度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低入札価格が予定価格の差が少額の場合、最低価格をもって入札した者と協議を行い、見積書の提出により、予定価格以内であれば随意契約を行うことがある。

### （契約書の提出）

- 第16 契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（休日を含まない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

### （異議の申立て）

- 第17 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

### （その他）

- 第18 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

#### 附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この心得は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。